

# 令和7年度事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援) における補助対象システムに関する選定要領

## 1. 目的

この選定要領は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号）別表 補助対象事業者等「自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）」に掲げるもののうち、「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」における、補助対象となる後付けの事故自動通報装置を用いた事故時の緊急通報を行うシステム（以下「補助対象システム」という。）を国土交通大臣が選定するための要件及びその他必要な手続きを定めることを目的とする。

## 2. 申請者の要件

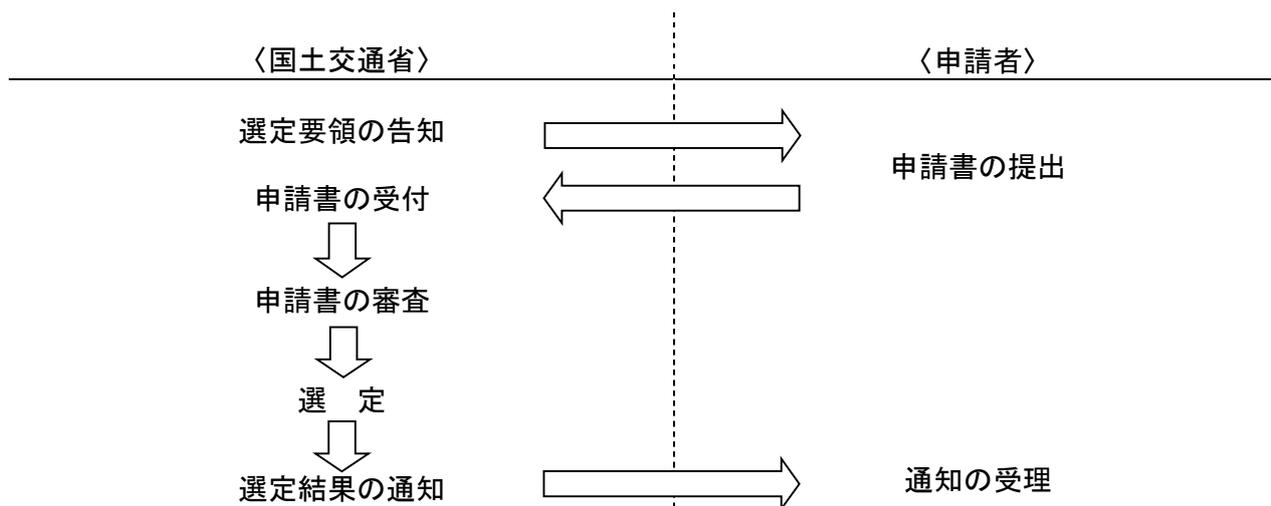
申請者は、別添「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援）の補助対象システムの選定基準について」（以下「選定基準」という。）に適合する後付けの事故自動通報システムの提供を業とする者とする。

## 3. 補助対象システムの要件

補助対象システムは、選定基準に適合する事故自動通報システムであって、申請時点において既に提供され、申請後一定期間※は継続して使用できる条件が整っているものであり、なおかつ申請年度内において提供の中止が予定されていないものに限定し、自動車運送事業者の規模にかかわらず、自動車運送事業者が手軽に導入できるシステムとする。但し、申請以降に提供が予定されているシステムであっても、当該システムが申請の時点において既に提供されているシステムの基本性能を有している場合は選定基準の対象とする。なお選定に際し、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

※一定期間とは、事故自動通報システムの提供にあたり、販売を伴うものについては5年、販売を伴わないものについては1年とする。

#### 4. 告知



#### 5. 申請方法

申請者は、申請期間内に申請に必要な書類を郵送又は直接持ち込む方法により、「8. 申請先」に申請する。（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

#### 6. 申請期間

令和7年4月14日（月）から令和7年5月13日（火） 当日消印有効

なお、申請に必要な書類を国土交通省へ直接持ち込む場合の受付時間は、平日の10時から17時までの間とする。（ただし、12時から13時の間を除く。）

#### 7. 申請に必要な書類及び提出部数

- (1) 後付け事故自動通報システム選定申請書（様式1）
- (2) 申請システムの概要（様式2）
- (3) 申請システムの導入費用及提供実績（様式3）
- (4) 選定基準に係る自己チェック表（様式4）
- (5) 各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載する。また、根拠となる部分をマーカー等で強調し、該当頁に付箋を付すこと。）
- (6) 申請システムのパンフレット
- (7) 申請システムの製造及び提供に携わる者の一覧表（例：ソフトウェア製造者一覧表、部品製造者一覧表等）。  
様式2及び様式3は、当該システムの製造等に係る全ての者を含めて詳細に記載する。
- (8) その他（必要時のみ）

#### 8. 申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階

国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課 ASV 補助金担当あて

※申請に必要な書類は封筒に入れ、宛名面に「後付け事故自動通報システム選定申請書在中」と明記。

## 9. 申請に関する問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課 担当：島、田村

電話03-5253-8111（内線42254）

※受付時間：平日の10時～17時（ただし、12時から13時の間を除く）

## 10. 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書の記載内容等は、国土交通省が認めた場合を除き、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、申請書類の返却は行わない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者が申請した申請書類又は虚偽の記載をした申請書類は、無効とする。
- (3) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 必要に応じて、国土交通省から追加資料の提出や説明を求めることがある。

## 11. 申請書類の審査

国土交通省は、申請書類をもとに、申請されたシステムが選定基準に定める要件に適合しているかを審査し、補助対象システムを選定する。その際、必要に応じ申請するシステムの現品の主たる部分の提示やデモンストレーションの実施を求める場合がある。

## 12. 選定結果の通知

国土交通省は、選定結果を「選定結果通知書」（様式5）により申請者へ通知する。

## 13. 選定結果に係るホームページへの掲載

選定した補助対象システムは、以下の項目を国土交通省のホームページに掲載する。

- (1) 補助対象システムの名称（型式）
- (2) 補助対象システムの概要
- (3) 補助対象システムの提供を業とする者の氏名又は名称及び電話番号
- (4) 補助対象システムの概要が掲載されたホームページのURL
- (5) その他特記事項

但し、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことがある。

## 14. 選定結果の有効期間

補助対象システムの選定結果の有効期間は、選定した日の属する会計年度の末日までとする。

但し、補助対象システムの仕様変更等により選定基準に定める要件に適合しなくなった場合は、会計年度の途中であっても補助対象システムの選定を取り消すことがある。

## 15. 仕様変更の申請

選定された補助対象システムの仕様を変更（軽微な仕様変更を除く）しようとするときは、選定を受けた者は速やかに仕様変更申請書（様式6）を「8. 申請先」に申請し、その承認を受けなければならない。その際、必要に応じ、選定を受けた者に対し仕様変更申請対象となるシステムの現

品の主たる部分の提示及びデモンストレーション等の実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果については、「仕様変更に対する通知書」（様式7）により申請者へ通知する。なお、選定を受けた者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。また、仕様変更の申請を行わず補助対象システムの仕様を変更した場合は、選定結果を取り消すことがある。

#### 16. 軽微な仕様変更の届出

軽微な仕様変更とは、選定基準の適否に係る変更以外の変更であって、補助対象システムの性能等に影響を与えない変更をいう。この変更の際には、速やかに仕様変更届出書（様式8）により「8. 申請先」に届け出なければならない。

#### 17. 選定廃止の届出

選定を受けた者は、補助対象システムの提供を終了する等の理由により、補助対象システムの選定廃止を行おうとするときは、速やかに「選定廃止届出書」（様式9）を「8. 申請先」に届け出なければならない。

国土交通省は、「選定廃止届出書」を受理後、速やかに選定廃止の対象となるシステムを国土交通省のホームページから削除する。

#### 18. 選定の取消し

国土交通省は、虚偽の申請、誇大広告、又は選定結果の不正使用等の行為を確認した場合は、補助対象システムの選定を取り消すことがある。また、補助対象システムの選定を取り消したその旨を速やかに選定を受けた者に通知する。

#### 19. 要領の改訂

本要領等は必要に応じ改訂を行うことがある。改訂を行った場合には、速やかに国土交通省のホームページに掲載する。

#### 附則

本要領は、令和7年4月11日より適用する。

## 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援） の補助対象システムの選定基準について

国土交通大臣が選定する補助対象システムの機能要件は、次のとおりとする。

### 後付け事故自動通報システム選定基準

- (1) 後付けの事故自動通報システム（以下「システム」という。）は、事故等により強い加速度等が発生した場合に、自動的にコールセンター※へ通報し、通話できるものとする。  
※24時間365日の運用体制を構築し、後付け事故自動通報システムから通報を受けた際に、事故時の被害軽減の観点から必要であると判断した場合には、消防へ接続できるものに限る。
- (2) システムは、上記の場合のほか、手動によっても上記のコールセンターに通報し、通話できるものとする。
- (3) システムは、通報時に位置情報、時刻、車両情報、通報が自動又は手動であるかの別など、コールセンターが消防に接続することとなった場合に必要な情報を発報するものとする。
- (4) システムは、機械的動作が円滑であること。
- (5) システムは、事故発生後も機能を維持できる十分な耐久性を有するものであること。
- (6) システムは、品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (7) システムは、次に掲げる場合には、当該装置の表示部（画面等）において、運転者に告知するものであること。
  - ①システムが故障により正常に作動しない場合
  - ②システムの作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合
- (8) 申請時において、上記のコールセンターへの接続を含めた通信環境が令和12年3月末日まで維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

(様式1)

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名又は名称

### 後付け事故自動通報システム選定申請

後付け事故自動通報システムの選定を受けたく、「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援における補助対象システムに関する選定要領」の記載事項に同意の上、下記の通り、関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1. 申請者について

申請者の 氏名又は名称	(フリガナ)	
住所	〒	
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 会社概要パンフレットを添付すること。

##### 2. 申請システムについて

申請システムの名称	
装置名称 (型式)	
提供開始日	年 月 日
添付書類 (○をつける)	( ) 1. 申請書 (様式1) ※本紙
	( ) 2. 申請システムの概要 (様式2)
	( ) 3. 申請システムの導入費用及び提供実績 (様式3)
	( ) 4. 自己チェック表 (様式4)
	( ) 5. 根拠資料 (様式自由)
	( ) 6. 申請システムのパンフレット (様式自由)
	( ) 7. その他 (必要時のみ)

(様式2)

### 申請システムの概要

システムの名称	
装置名称 (型式)	
システムの概要が掲載された ホームページのURL又は書 面	

#### 1. システムの概要 (システムの構成・使用方法、接続先のコールセンターの概要等)

--

- 注 1. システムの構成については、システム本体及びシステムを設置・運用するために必要な周辺機器とその周辺機器の補助対象の該当性を記載すること。
2. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
3. システムの取付説明書や取扱説明書、カタログがある場合添付してもよい。
4. ホームページのURL は、国土交通省のホームページに掲載してもよいものを記載すること。
5. ソフトウェア等外部機器への出力方法の詳細な規格を記載すること。

(様式3)

### 申請システムの導入費用及び提供実績

システムの名称			
1. 導入費用			
(1) システムの提供形態及び価格・料金 <sup>注1</sup>	提供形態： 販売                      サブスクリプション ※提供形態について、どちらかに○をつけること。 販売：機器販売を伴って提供されるもの。 サブスクリプション：（機器販売を伴わずに）一定期間の利用契約に基づき提供されるもの		
	価格・料金： ※販売の場合は、機器の販売価格を記載すること。 ※サブスクリプションによる提供の場合は月額料金を記載すること。複数の料金体系がある場合は、そのプラン名も含めて複数記載すること。		
(2) 取付費用	※費用が発生する場合は、記載すること。		
(3) その他費用	※費用が発生する場合は、その内容を含めて具体的に記載すること。		
2. 提供実績			
提供開始時期		件数	

- 注 1. 申請システムの概要（様式2）で記載したシステム全ての価格を記載すること。また、申請システムが事故自動通報システム以外の機能も有している場合は、事故自動通報システムに係る部分のみの価格・料金を記載すること。（各機能が不可分である場合はその旨記載すること。）
2. 後付け事故自動通報システムの導入にあたり、求めない費用がある場合には、記載不要。（例：料金体系が月額費用のみである場合、（3）の費用のみ記載する 等）
3. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式4)

選定基準に係る自己チェック表

後付け事故自動通報システム			
事 項	適否	詳細	根拠資料
(1) システムは、事故等により強い加速度等が発生した場合に、自動的にコールセンター※へ通報し、通話できるものとする。 ※24時間365日の運用体制を構築し、後付け事故自動通報システムから通報を受けた際に、事故時の被害軽減の観点から必要であると判断した場合には、消防へ接続できるものに限る。		※通報体制が分かるよう留意すること。	
(2) システムは、上記の場合のほか、手動によっても上記のコールセンターに通報し、通話できるものとする。			
(3) システムは、通報時に位置情報、時刻、車両情報、通報が自動又は手動であるかの別など、コールセンターが消防に接続することとなった場合に必要な情報を発報するものとする。			
(4) システムは、機械的動作が円滑であること。			
(5) システムは、事故発生後も機能を維持できる十分な耐久性を有するものであること。			
(6) システムは、品質が保証され、保障期間が定められていること。			

<p>(7) システムは、次に掲げる場合には、当該装置の表示部（画面等）において、運転者に告知するものであること。</p> <p>①システムが故障により正常に作動しない場合</p> <p>②システムの作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合</p>			
<p>(8) 申請時において、上記コールセンターへの接続を含めた通信環境が令和12年3月末日まで維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。</p>			

(様式5)

年 月 日

殿

国土交通大臣

### 選定結果通知書

貴殿から 年 月 日付で申請のあった後付け事故自動通報システムについて、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

#### 記

1. システム名称：
2. 装置名称（型式）：
3. 選定結果： 適 / 否
4. 特記事項：

以上

(様式6)

年 月 日

### 仕様変更申請書

国土交通大臣 殿

住所

氏名又は名称

選定された後付け事故自動通報システムの仕様変更について、下記の通り申請します。

#### 記

システム名称		
装置名称 (型式)		
仕様変更の 内容及び理由		
仕様変更の時期		
性能等への影響 の有無		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式7)

年 月 日

殿

国土交通大臣

仕様変更に対する通知書

貴殿から 年 月 日付で申請のあった仕様変更について、審査した結果、下記の通り通知します。

記

1. システム名称:

2. 装置名称(型式):

3. 選定結果: 適 / 否

4. 特記事項:

以上

(様式8)

年 月 日

### 仕様変更届出書

国土交通大臣 殿

住所

氏名又は名称

選定された後付け事故自動通報システムの仕様変更について、下記の通り届出します。

#### 記

システム名称		
装置名称 (型式)		
仕様変更の 内容及び理由		
仕様変更の時期		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式9)

年 月 日

### 選定廃止届出書

国土交通大臣 殿

住所  
氏名又は名称

選定された後付け事故自動通報システムの選定廃止について、下記の通り届出します。

#### 記

システム名称		
装置名称 (型式)		
廃止時期		
廃止理由		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。